

平成27年度 第1回 八幡浜市入札監視委員会議事録（審議概要）

日 時 平成28年1月29日（金） 午後1時30分～午後2時00分
場 所 八幡浜市役所 八幡浜庁舎3階 庁議室

出席委員氏名 土居 修身（愛媛大学社会連携推進機構 教授）
中平 幸作（愛媛県建設技術支援センター 事務局長）
山本 憲世（伊予銀行 八幡浜支店長）

市出席者 橋本 顯治（副市長）
中榮 忠敏（総務企画部長）
中岡 勲（産業建設部長）
藤堂 耕治（財政課長）
石田 勝明（契約検査室長）
宇都宮 一幸（契約検査室次長）
松浦 宏明（契約検査室契約係主事）

説明事項 八幡浜市入札監視委員会の概要について説明
八幡浜市の入札制度について説明

議題

議題1 委員長の選任について
委員長 土居 修身（委員による互選）

議題2 審議事案の抽出について
委員長の指名により、中平委員が抽出委員を務める。

第2回委員会の開催について

平成28年2月25日（木）午後1時30分から

* 報告事項及び議事等における意見、質問、回答は別紙のとおり

意見・質問	回答
<p>設計金額3000万円未満の工事は競争参加資格審査会を開催していないが、審査会を行わない案件はどのようにして指名業者を選定しているのか。</p> <p>低入札価格調査制度及び最低制限価格制度について、具体的にはどのような制度なのか。</p>	<p>八幡浜市建設工事請負業者選定要綱に基づき、設計金額に応じた格付けの市内業者を指名しているが、工事の発注状況や難易度によって変更することもある。</p> <p>公共工事の減少に伴い、ダンピング受注等が全国的に問題となり、その是正のために低入札価格調査制度や最低制限価格制度が導入され、品質の確保に対して努力している。</p> <p>低入札価格調査制度は設計金額1000万円以上の工事が対象である。調査基準価格という下限が設定されており、下限を下回る価格で入札があった場合は落札者を保留とし、委員会を設置し調査を行い、その価格での施工が可能かを判断する制度である。</p> <p>最低制限価格制度は設計金額1000万円未満の工事が対象である。最低制限価格という下限が設定されており、下限を下回る価格で入札があった場合はその業者を落札者とせず失格とし、予定価格から最低制限価格の間で最低価格を提示した業者を落札業者とする制度である。</p>

別紙

意見・質問	回 答
<p>全国的に資材価格や人件費等の価格変動を完全に反映させるのは困難であり、積算基準と実際の市場価格とのギャップがあるということが全国的に見受けられるが、八幡浜市はどのように価格設定を行っているのか。</p>	<p>国土交通省や愛媛県で定められた積算基準、単価、業者から徴取した見積及び民間で出された単価の資料等を参考にして価格設定を行っている。また、積算基準については年に1度、単価も年に数回改定がおこなわれている。</p> <p>積算基準は公表されており、業者もそれをもとに積算を行い入札に参加している。</p>
<p>その積算基準があれば、それほどかけ離れたギャップが発生することはないのか。</p>	<p>そのとおり。</p>

(様式第4号)

平成27年度 第2回八幡浜市入札監視委員会 議事概要

開催日時及び場所	平成28年2月25日(木) 午後1時30分から2時40分 八幡浜市役所 八幡浜庁舎 3階 庁議室	
出席委員の氏名及び職業	委員長 土居 修身(愛媛大学社会連携推進機構 教授) 委員 中平 幸作(愛媛県建設技術支援センター 事務局長) 委員 山本 憲世(伊予銀行 八幡浜支店長)	
審議対象期間	平成26年4月1日～平成27年3月31日	
抽出案件	5件(別紙のとおり)	(備考) 委員長の指名により、中平委員が案件を抽出
一般競争入札	1件	
指名競争入札	3件	
随意契約	1件	
委員からの意見・質問と それに対する回答等	意見・質問	回答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	審議の結果、委員からの意見具申なし。	

別紙

抽出事案一覧表

No.	件 名	入札方式
1	公整補第1号 王子の森公園整備事業 グランド改修工事	一般競争入札
2	26国補学建委第27号 松蔭小学校講堂及び西校舎解体工事	指名競争入札
3	補公下第4号・補効果第3号 保第611汚水枝線管渠築造工事	指名競争入札
4	簡国補第2号 田浪・中津川地区(簡水統合)送配水管布設工事(1工区)	指名競争入札
5	八幡浜南環境センター基幹的設備改良工事	随意契約

別紙

平成27年度 第2回八幡浜市入札監視委員会 審議概要

意見・質問	回答
<p>1. 公整補第1号 王子の森公園整備事業 グランド改修工事</p> <p>・工事業者リストに掲載してある点数とは何か。</p> <p>・評点は高い方がいいのか。</p> <p>・評点の優劣は入札に影響はあるのか？</p> <p>・参加可能な業者が3社あることから競争性が確保できているとしているが、何社以上あれば競争性が確保できるという考えか？</p> <p>・2社の場合はどうするのか。例えばAランクが2社になった場合は市外も含めて3社以上は確保するのか。</p>	<p>・格付けのもととなる総合評点である。</p> <p>・高い方が技術力や過去の実績が優秀であるということになる。</p> <p>・特に影響はない。</p> <p>・電子入札であれば、何社指名されているか指名業者にはわからないので1社でも競争性は確保できるが、当市は電子入札を導入していないため、1社だと入札会場で他に業者がいないことがわかってしまい、事前に公表してある予定価格と同額で落札できてしまうので競争性が確保されない。基本的に3社以上で競争性が確保できると考えている。</p> <p>・評点は当市独自の点数を付けており、能力がある業者であれば下のランクの業者を入れることも可能である。当市の場合は業者数も限られており、育成及び競争性確保のため3社以上としているが、高度な技術が求められる工事等で3社以上確保できない場合もあるので、ケースバイケースで対応している。</p>

・指名競争入札より一般競争入札の方が、競争性が発揮されると言われているが、対象案件の平均落札率は逆の結果になっている。今後できるだけ競争性が発揮されるようにしていただきたい。

2. 26国補学建委第27号

松蔭小学校講堂及び西校舎解体工事

・調査基準価格及び最低制限価格を設定していないのは、物を作っていくのではないからか。

・産廃の処分費用等を考慮すれば、当然必要経費は出てくるため、下限がないのはおかしいのではないか？

・予定価格との差が大きいですが、なぜここまで安くできるのか。

・市内業者で産廃処理施設を保有しているのは八代開発(株)だけか。

・自社で産廃処理施設を保有しているから八代開発(株)と(有)松田組の入札金額が極端に低いのか。

・その通り。

・過去には解体工事についても、調査基準価格等を設定していた時期もあったが、解体工事の場合は、他の工事のように道路を作ったり、建物等を建築するわけではないので、一般的には品質の確保が問われることは極めて少ないものと考え、解体工事については、調査基準価格等を設定していない。

・落札業者である八代開発(株)が自社で産廃処理施設を保有していることが理由だと思われる。

・(有)松田組も保有している。

・その通り。他の3社は自社で産廃処理施設を保有していないため、他の保有業者に持つて行くことになる。

<p>・壊す過程で、安くなることで近隣住民への迷惑、下請への影響等の弊害はないのか。解体工事においても調査基準価格を設定して、低入札価格調査制度に基づき、確実な履行を確認することを検討してはどうか。</p> <p>・下限を設けることによるデメリットはあるのか。</p> <p>3. 補公下第4号・補効果第3号 保第611汚水枝線管渠築造工事</p> <p>・土木一式工事のBランクの業者は何社あるのか。</p> <p>・土木一式工事のCランクの業者は何社あるのか。</p> <p>・設計金額からすれば、本来ならCランクであるはずだが、なぜBランクを指名したのか。</p>	<p>・当市では解体工事においても成績評点を付けている。平成25年度に落札率43.4%の解体工事があったが、成績評点は81点と優秀であった。今回の案件についても73点で、近隣住民・公害等の苦情も来ていないので、適正であったと考えている。</p> <p>今後の取り扱いについては内部で協議の上、該当案件については審査会等を含めて検討していく。</p> <p>・競争性が低くなる。</p> <p>・8業者である。</p> <p>・7業者である。</p> <p>・年間の工事の発注状況等を踏まえたうえで、一定のランクに偏らないように考慮している。Cランク対象の工事はBランクでも施行可能であるため、発注件数がCランクに偏っていた場合はBランクを指名することもある。</p>
---	---

<p>4. 簡国補第2号 田浪・中津川地区（簡水統合）送配水管布設工事（1工区）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札を行った(有)アサノ設備が、調査を辞退した理由は何か。 ・調査を辞退することはよくあるのか。 ・概要に電線管布設工とあるが、業者を選定する際に電気工事の資格は条件に入れなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・調査に係る書類作成等の事務量の増加や工期の圧迫、契約保証金の増額等の業者への負担が理由として考えられる。 ・当市では滅多にない。 ・工事全体における電気系統の割合が少なかつたため、条件には入れていない。
<p>5. 八幡浜南環境センター基幹的設備改良工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入札に付する必要はあったのか。 ・もともとの建設も(株)タクマが行ったのか。 ・1社との随意契約ではあるが、金額面での交渉等は行ったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・条件を満たす業者が5社確認できたため入札とした。 ・その通り。平成6年に執行された入札で5社が参加し、(株)タクマが落札した。 ・価格交渉を行った結果、予定価格よりも約3000万円低い金額での契約となっている。

--	--